

取引相場のない株式が譲渡された場合のみなし譲渡に係る当該株式の評価方法

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 3 月 24 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（行ヒ）第 422 号

【事 件 名】 所得税更正処分取消等請求事件（タキゲン事件）

【裁 判 結 果】 破棄差戻

【参 照 法 令】 所得税法 59 条 1 項 2 号、所得税法施行令 169 条、所得税基本通達 59－6(1)、
財産評価基本通達 178、179、188、188－2

【掲 載 誌】 裁判集民 263 号 63 頁、訟月 66 巻 12 号 1925 頁、裁時 1745 号 3 頁、判時 2467 号 3 頁、
判タ 1478 号 21 頁、金判 1602 号 10 頁、金判 1606 号 38 頁、金法 2155 号 66 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25570798

広島修道大学教授 奥谷 健

事実の概要

株式会社 A（「A 社」）は、下記の本件譲渡時点で、財産評価基本通達（「評価通達」）178 における「大会社」に、そしてその株式は「取引相場のない株式」に該当していた。

A 社の代表取締役だった H は、平成 19 年 8 月、保有する A 社株式 72 万 5000 株（「本件株式」）を 1 株 75 円で B 社（平成 16 年 2 月に設立された会社で、設立以来、その株主は全て A 社の役員または従業員（H の親族外））に譲渡した（「本件株式譲渡」）。この価額は本件株式を配当還元方式により評価したものであった。

A 社の株式による議決権割合は、H とその親族で 22.79% であったが、本件株式譲渡により 14.91%、B 社が 7.88% を保有するようになった。

その後、平成 19 年 12 月 H が死亡したため、相続人である X らは、平成 20 年 3 月に H の平成 19 年分の所得税の準確定申告を行った。その際、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を 1 株 75 円として計算した。

これに対して所轄税務署長は、本件株式譲渡の時における本件株式の価額は類似業種比準方式により 1 株 2990 円と評価し、本件株式譲渡は所得税法（「法」）59 条 1 項 2 号における低額譲渡に該当するとして、H の準確定申告について更正処分等（「本件更正処分」）を行った。

そこで X らが異議申立てを行ったところ、その手続において本件株式は 1 株 2505 円と改められた。しかし、本件株式譲渡が低額譲渡であること

は維持されたままであった。そのため、X らが本件更正処分の取消しを求めて出訴した。

争点と当事者の主張**(1) 争点**

本件株式譲渡が法 59 条 1 項 2 号所定の低額譲渡に該当するのは、譲渡対価額が時価の 2 分の 1 未満である場合である（所得税法施行令 169）。そのため、本件株式譲渡時における本件株式の「時価」が問題となる。

取引相場のない株式の評価に関しては、所得税基本通達（「所基通」）59－6 が、「財産評価基本通達 178 から 189－7 までの例により算定した価額とする」と定めている。そして、評価通達 188 は、取引相場のない株式の評価上の区分について、当該会社に同族株主がいるかどうか、同族株主以外の株主が有する議決権総数の割合に応じて、(1)～(4)の 4 通りに区分して定めている。そのうち、(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定することを定めている（強調筆者）。それに対して、(3)は「株主の取得した株式」としている。そして、評価通達 188－2 本文は、評価通達 188 に定める株式の価額は配当還元方式によることを定めている。

この点について X らは、評価通達 188 の (3) の文言に基づいて、「同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 15% 未満である場合」に該当すると主張している。

それに対して、被告・国側は、所基通 59－6(1) が、“株式の譲渡人の譲渡直前の議決権割合”により判定することとしているのは、譲渡所得課税の趣旨に基づくものであり、評価通達 188 の(2)～(4)の該当性判断においても同様に解釈すべきと主張している。

(2) 下級審判決

第一審(東京地判平 29・8・30)は、資産の増加益を清算して課税するという譲渡所得の趣旨を考慮して、「譲渡所得の基因となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している状態における当該所有者(譲渡人)にとっての価値により評価するのが相当であるから、評価通達 188 の(1)～(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時ににおける価額の算定に適用する場合には、各定め『(株主の)取得した株式』とあるのを『(株主の)有していた株式で譲渡に供されたもの』と読み替えるのが相当であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によるのが相当であると解される」と示して、被告の主張を認めている。

それに対して、控訴審(東京高判平 30・7・19)は、「課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、上記各通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないというべきである」として、本件株式は評価通達 188 の(3)に該当すると、Xらの主張を認めている。

判決の要旨

1 本判決は、次のように述べて原判決を破棄し原审に差し戻している。

「本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される」とし、そ

の上で、所基通 59－6 の定めは、「譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものといえることができる」。

2 補足意見

本判決には、宇賀克也裁判官及び宮崎裕子裁判官から補足意見が出されている。

(1) 宇賀克也裁判官の補足意見

宇賀裁判官は、「通達は、法規命令ではなく、講学上の行政規則であり、下級行政庁は原則としてこれに拘束されるものの、国民を拘束するものでも裁判所を拘束するものでもない。確かに原审の指摘するとおり、通達は一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予測可能性を確保することは重要であ」と述べている。その上で、通達の公表は「公的見解」の表示に当たることから、「それに反する課税処分は、場合によっては、信義則違反の問題を生ぜしめる」と指摘している。しかし、「そのことは、裁判所が通達に拘束されることを意味するわけではない」とも述べている。そして、「所得税基本通達 59－6 は、評価通達の『例により』算定するものと定めているので、相続税と譲渡所得に関する課税の性質の相違に応じた読替えをすることを想定しており、このような読替えをすることは、そもそも、所得税基本通達の文理にも反しているとはいえない」と指摘している。

ただし、「所得税法に基づく課税処分について、相続税法に関する通達の読替えを行うという方法が、国民にとって分かりにくいことは否定できない」と本件のような通達の読替えを必要とする通達の規定ぶりについての問題点も指摘されている。

(2) 宮崎裕子裁判官の補足意見

宮崎裁判官も、通達は「課税庁の公的見解の表示ではあっても法規命令ではない」と指摘している。そして、「ある通達に従ったとされる取扱いが関連法令に適合するものであるか否か、すなわち適法であるか否かの判断においては、そのような取扱いをすべきことが関連法令の解釈によって導かれるか否かが判断されなければならない」と述べている。その上で本件について、「所得税法 59 条 1 項所定の『その時における価額』の算定

に当たってなされる評価通達 188 の (3) を借用して行う少数株主か否かの判断は、当該株式を取得した株主についてではなく、当該株式を譲渡した株主について行うよう修正して同通達を当てはめるのであれば、法令（すなわち所得税法 59 条 1 項）に適合する取扱いとはいえない」と示している。

ただし、宮崎裁判官も、「所得税法適用のための通達の作成に当たり、相続税法適用のための通達を借用し、しかもその借用を具体的にどのように行うかを必ずしも個別に明記しないという所得税基本通達 59－6 で採られている通達作成手法には、通達の内容を分かりにくいものになっているという点において問題があるといわざるを得ない」と本件の問題点を指摘している。

このように、本件において、通達の文言の読替えが必要になっていることは納税者の予測可能性から見れば問題であるが、譲渡所得課税の趣旨から判決のような解釈が導かれるとの指摘といえる。

判例の解説

一 判決の流れ

本件で問題となっている譲渡所得については、資産の保有期間中の資産の値上り益を清算して課税するという清算課税説と、譲渡によって得られた具体的な利益に対する課税と捉える譲渡所得課税説との考え方がある。近時は後者に傾斜する判決（最判平 17・2・1 訟月 52 卷 3 号 1034 頁等）も見られるが、一般に判例は前者の立場にあるといわれる（最判昭 43・10・31 訟月 14 卷 12 号 1442 頁等）¹⁾。本判決も、「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである」と述べて、清算課税説を採用している。

ただし、地裁判決は、相続税や贈与税について、「相続や贈与による財産の移転があった場合にその財産の価額を課税価格としてその財産を取得した者に課される税である」と譲渡所得課税との違いを指摘している。その上で、「譲渡所得の基因となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している

状態における当該所有者（譲渡人）にとっての価値により評価するのが相当であるから、評価通達 188 の (1) ～ (4) の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時における価額の算定に適用する場合には、各定め中『(株主の) 取得した株式』とあるのを『(株主の) 有していた株式で譲渡に供されたもの』と読み替えるのが相当である」と述べている。つまり、譲渡所得課税の趣旨から評価通達の読替えを認めている。

それに対して高裁は、「租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと解されるところ、所得税基本通達及び評価通達は租税法規そのものではないものの、課税庁による租税法規の解釈適用の統一に極めて重要な役割を果たしており、一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、上記各通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないというべきである」と示している。つまり、通達の役割を重視して、納税者の予測可能性確保という観点から、その文言を文理解釈すべきであると判断している。

そして最高裁は、「本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される」と示している。その上で、「譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場면을前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである」と判断している。つまり、譲渡所得課税の趣旨を重視し、相続税とは異なる取扱いをするという考え方であり、地裁と同様の流れといえる²⁾。

二 判断の相違点

このように、地裁と最高裁が譲渡所得課税の趣

旨に適合するように評価通達の取扱いを修正しているのに対して、高裁は納税者の予測可能性を保護する観点から、通達の文言を重視し、それを修正することを否定している³⁾。ただし、高裁は通達の文言を重視したのみではないとも考えられる。というのも、譲渡所得において把握される時価は必ずしも譲渡人にとって生じている価値だけではないと考えられるからである。つまり、少数株主となる者が支配的株式に相当する（類似業種比準方式による）値段を払って当該株式を購入することはあり得ないともいえる⁴⁾。そうすると地裁や本判決のような結論は導かれにくいことになる⁵⁾。しかし本判決は、譲渡所得課税の趣旨から譲渡人に生じている値上り益を把握した時価での課税を認めている⁶⁾。

この点、確かに所得税法の規定の趣旨を重視した場合には、本判決のような結論が導かれるといえる⁷⁾。しかしながら、資産の評価が評価通達によって行われている現実を看過することもできない⁸⁾。この点を重視すると高裁判決のような解釈が導かれることになる⁹⁾。

三 通達の解釈

しかし、高裁判決は通達を租税法規と同列に扱っているともいえる¹⁰⁾。いうまでもなく、通達には租税法における法源性は認められない。事実上、租税法規の運用において重要な役割を果たしているとしても、通達の内容が法律の内容に適合しなければならない。そうすると、法の趣旨との関係で問題になるのは、通達ではなく、法の文言でなければならないといえる¹¹⁾。そのため、通達に租税法規と同様の文理解釈を持ち込んだ点で、高裁判決は問題があったと考えられる¹²⁾。

この点を示したのが2人の裁判官による補足意見であるといえる。補足意見では、通達は法規命令ではなく、国民も裁判所も拘束されないことを明示している¹³⁾。そして、宇賀裁判官は、裁判所が通達の文言を解釈するわけではないことを示していると思われる。また、宮崎裁判官は、通達に従った取扱いが租税法規の解釈に適合していることから結果的に適法となっているに過ぎないことを述べているといえる。つまり、通達の解釈によって租税法規の内容が決まるのではなく、通達はあくまでも課税庁内部での解釈についての拘束力しか持たないものである¹⁴⁾。そうすると、高裁

が示したような、通達の文言の解釈に意義は認められないと考えられる¹⁵⁾。このことからすれば、通達の文言に拘束されるのではなく、譲渡所得課税の趣旨や同族株主の取扱いという観点から、その評価を行うべきであるといえる¹⁶⁾。

ただし、補足意見でも示されているように、通達の読替えを行うことは納税者の予測可能性との関係で問題がないわけではない。そのため、本判決を受けて所基通 59－6 は内容の明確化を図ることを趣旨として、読替えの対象に評価通達 188(3) が含まれることを明記した。

四 差戻し控訴審

差戻し控訴審判決（東京高判令 3・5・20）は、本判決で認められた通達の読替えを行い、株式の時価を類似業種比準方式によって評価している。

本判決は、所得税と相続税の「差異に応じた取扱いがなされるべき」として配当還元方式による評価を否認した。しかし、類似業種比準方式が正しいとは示していない。仮に類似業種比準方式が妥当であるならば、差し戻す必要はなかったとも考えられる。そうすると、評価通達によらずに、譲渡所得課税の趣旨を考慮しつつ、譲受人が実際に払うと考えられる価額をもって時価とすべきとの考えもあり得ると思われる¹⁷⁾。

●——注

- 1) 佐藤英明・TKC 税情 29 巻 4 号（2020 年）7 頁。
- 2) 白井一馬・税弘 68 巻 7 号（2020 年）126 頁。
- 3) 橋本浩史・税通 74 巻 2 号（2019 年）224 頁、林仲宣＝山本直毅・ひろば 74 巻 9 号（2021 年）70 頁。
- 4) 土師秀作・税理 64 巻 3 号（2021 年）187 頁。
- 5) 渡辺徹也・ジュリ 1535 号（2019 年）126 頁。
- 6) この場合には譲受人はその値上り益を取得していなかったと評価される（佐藤・前掲注 1）9 頁。
- 7) 木山泰嗣・税通 75 巻 8 号（2020 年）11 頁。
- 8) 山田俊一・税研 208 号（2019 年）106 頁、安井栄二・税務 QA208 号（2019 年）96 頁。
- 9) 加藤友佳・ジュリ 1557 号（2021 年）159 頁。
- 10) 加藤・前掲注 9）。
- 11) 木山・前掲注 7）、林＝山本・前掲注 3）。
- 12) 渡辺・前掲注 5）125 頁。
- 13) 木山・前掲注 7）12 頁。
- 14) 藤谷武史・ジュリ 1548 号（2020 年）11 頁。
- 15) 佐藤・前掲注 1）10 頁。
- 16) 白井・前掲注 2）125 頁。
- 17) 渡辺・前掲注 5）127 頁、同・税事 180 号（2021 年）37 頁、奥谷・税務 QA236 号（2021 年）61 頁。